

第6期恵庭市総合計画書冊子等制作業務仕様書

恵庭市

本業務は令和8年度からの計画期間となる第6期恵庭市総合計画のデザイン及びレイアウト、印刷製本等にかかる業務であり、契約を締結するに際し、委託業務を円滑に且つ効果的に行なうため、本委託業務の遂行に必要な事項を次の通り定めるものである。また、業務を受託するにあたっては、次の条件を満たす事業者であることとする。

(条件)

- (1) 恵庭市内に本社・本店（支社・支店は除く）を有する事業者であり、計画書デザイン印刷及び電子データを納品することができる事業者であること。
- (2) 業務遂行にあたり、止むを得ず一部業務の外部発注を行なう場合については可能な限り恵庭市内に本社・本店（支社・支店は除く）を有する事業者により行なうこと。

- 1. 業 務 名 第6期恵庭市総合計画書冊子等制作業務
- 2. 期 間 契約の翌日から令和8年3月25日まで
- 3. 業務場所 市内一円
- 4. 目 的 第6期恵庭市総合計画は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画書となる。まちづくりには市民や事業者との協働の取組が必要であり、そのためには市民との情報共有は不可欠なものであるため、親しみやすくわかりやすく読んでみたくなる第6期恵庭市総合計画書を制作することを目的とする。
- 5. 制作方針 本総合計画は、市の最上位計画として、市民に広く理解され親しまれる冊子とすることを目的とする。
そのため、単に原稿テキストを冊子化するのではなく、図表やイラスト、写真等を効果的に用いたビジュアル表現を取り入れ、読みやすく理解しやすいデザインとする。
ビジュアル表現の内容や方法については、制作側が企画提案を行い、市と協議のうえを進めることとする。
原稿は市が用意した Word データを基本とするが、制作にあたってはレイアウト調整や補足的なビジュアル挿入を行い、内容が直感的に伝わる構成と

する。

6. 委託内容

- (1) 総合計画書本編のデザイン・レイアウトを含む印刷用の原案制作。
計画書中において使用する写真、イラスト等については発注者と協議の上決定する。
- (2) 計画書は、本編 100 部を印刷製本し納品すること。また、恵庭市ホームページで掲載するため、P C、スマートフォン、タブレット端末において閲覧可能な電子データにより成果品を納品すること。

7. 制作物の仕様

- (1) 総合計画書本編のデザイン・レイアウトを含む印刷用の原案については発注者と随時調整して行なうこと。色校正については原則として本機色校正 1 回行い、市の確認・承認を経て印刷に進む。
- (2) 本編を恵庭市ホームページにおいて公開可能な電子データでも納品するものとする。
- (3) 本編については下記を原則として標準とする。ただし、提案等により仕様の変更を認めるものとする。

項 目	本編 指定事項
判型	A 4 判 (縦)
紙質	(表紙) クラークメント 135kg (見返し) タント 100kg (本文) マット 62.5kg
綴じ	無線綴じ冊子
印刷	オフセット 4 色カラー
部数	1 0 0 部

- (4) 本編のページ数は 60～64 ページ程度を目安とし、市が準備した原稿（Word データ）をもとに構成する。原稿は基本的にテキスト主体であるため、図表・イラスト・写真を随所に挿入し、情報の視認性・理解度を高めるデザインとする。その結果、最終的なページ数は原稿量やデザイン構成に応じて増減する場合があるが、この増減は制作上必要となる範囲であり、見積金額に含むものとし追加費用は発生し

ない。ただし、市からの原稿追加や新規ページ挿入など、当初支給原稿を超える分については別途協議のうえ対応する。

8. 納品場所・期限

委託内容	納品内容	納品場所	納期限
(1)総合計画書本編	本 編 100 部	恵庭市 企画振興部 企画課	令和 8 年 3 月 25 日
(2)電子データ	PDF 及びイラストレーター等加工可能なもの	恵庭市 企画振興部 企画課	令和 8 年 3 月 25 日

9. 著作権

(1) 当該業務にかかる全ての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き、発注者に帰属させること。また、受注者は、当業務にかかる著作権を発注者に帰属させることに支障のないよう、受注者の責任において適切に権利の処理を行なうこと。

(2) 当業務の完了後、デザインの使用にともなって万が一著作権等に関する事故・問題が発生した場合は、受注者の責任において処理・解決すること。

10. その他

この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議し決定するものとする。